

## 社会福祉法人八身福社会評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八身福社会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (評議員の報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。  
2 前項に規定する以外で、評議員としての職務を行ったときは、報酬を支給することができる。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、評議員会出席以外に職務のため出張した場合には、別に定める旅費規定に基づき、旅費を支給することができる。

### (報酬等の支給の方法)

第4条 評議員に対する報酬等の支給時期は、翌月20日支給する。ただし支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。  
2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。  
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。